

次に、手話言語条例についてお伺いします。（手話で現す）

今年の11月15日に、東京デフリンピックが開催されました。

デフリンピックは、耳の聞こえない、聞こえにくい方の国際大会で、1924年から開催されており、その歴史はパラリンピックより長いものになります。

日本では初開催となる東京大会が、ちょうど100周年の記念の大会になります。大会の関係者は、大会では障害がある人もない人も共に運営に携わる。障害の有無にかかわらず誰もが活躍できる社会とはどのようなものか、それを考えるきっかけにしてほしい。設備の充実によるバリアフリーとともに、情報やコミュニケーション、心のバリアフリーが進むよう期待するとおっしゃられています。

聴覚に障害のある方のコミュニケーション方法に手話がありますが、手話を言語と明記した障害者権利条約が2006年に国連で採択されました。

日本では2022年に、手話や字幕など、情報分野でのバリアフリー化を促進する障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立いたしました。

また今年の6月には、手話言語の習得や使用に必要な環境整備などについて定めた手話施策推進法が議員立法で成立しています。

全国では、手話を言語として認識し、手話を使用する人々の権利を尊重し、手話の普及を促進するために、手話言語条例の制定が進んでいます。その手話言語条例が県レベルで制定されていないのは、愛媛県を含めて全国で6県ありますが、愛媛県以外の5県では、市レベルでの制定が進んでいます。県レベルでも市レベルでも、手話言語条例の制定がないのは、愛媛県だけになっています。

議員立法で手話施策推進法が成立したのをよい契機として、市で当事者の声を生かした手話言語条例の制定を行い、手話を使いやすい環境づくりを行ってはいかがかと考えますが、御所見を伺います。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇）
手話言語条例についてお答えいたします。

手話言語条例は、手話を言語として位置づけ、手話での意思疎通が日常的な社会を目指すために、重要な役割があるものと考えております。

現在、愛媛県議会の議員有志により、手話言語の普及、障害者の情報取得や円滑な意思疎通の推進を図っていくための条例制定について検討が進められており、今年度中の制定を目指していると伺っております。

本市におきましては、今後制定される県条例の内容を踏まえ、当事者や関係団体からの声をお聞きしながら、手話を使用する人の人権を尊重し、手話の普及を促進できるよう、条例の制定に向けた取組を進めてまいります。

○議長（田窪秀道） 黒田真徳議員。

○10番（黒田真徳）（登壇） ありがとうございます。

市で、当事者の声を生かしたものとなりますよう、よろしくお願いいたします。